

* いじめ防止基本方針

(1) いじめの定義

(いじめ防止対策推進法第2条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」
「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめへの対応は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、地域、市教育委員会その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

(3) いじめへの対応

未然防止

全教職員が「発達支持的生徒指導」を心がけ、全児童の健全な発育に専念する。いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

【いじめについての共通理解】

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、校内研修や職員会議で周知を図る。

- ・STS(隔週)や終礼時等に具体例を示し、いじめ防止のための工夫等について情報共有する。
- ・いじめに適切に対応できる学校指導体制を推進するとともに、事務機能の強化等、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を推進する。
- ・生徒指導委員会の内容について、記録を累積する。

【いじめに向かわない態度・能力の育成】

道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。

- ・学級では、各教科、領域において豊かな道徳的心情を育む活動を取り入れ、主体的な取組を推奨することで、思いやりの心が育つようにする。
- ・栽培や飼育等、いのちと触れ合う環境整備を通して、いのちの大切さを実感できるようにする。
- ・児童主催の集会を開催し、縦割り班での活動や、委員会の発表、地域の方々との触れ合いを工夫する。それぞれの活動を通して自己有用感や協力する気持ち、思いやりの心を育む。

【いじめを生まない集団づくり】

いじめの背景には、勉強や人間関係等のストレスも関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感等が過度のストレスとならないよう、個別最適な学びを促進する授業づくりを進めていく。また、人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。

- ・「杉っ子八つの愛言葉」の啓発活動を継続させ、温かい人間関係づくりに努め、学校を温かい雰囲気にしていこうとする思いを高める。
- ・教材提示の工夫やゴールの分かる明確な課題提示、体験活動やICT機器の活用等を通して、児童一人一人が「分かった・できた・話したい」という思いを高める授業づくりに努める。
- ・「杉っ子ワーク」を実施し、リーダー性と思いやりの心、最後まであきらめずやりぬく心を育む。
- ・1年生からの行動及び面談記録を児童観察簿に累積していくことで、指導に生かす。

【自己有用感や自己肯定感を育む】

全ての児童が「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることでできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高められるように努める。

- ・学級では、当番活動や係活動等、児童の自主的かつ責任ある活動を通して、自己有用感を高め、居場所づくりに努める。
- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。
- ・WEBQU調査を通して学級内の人間関係や不適応等の実態を把握し、児童一人一人に寄り添い共感的に理解する。

【児童自らがいじめについて学び、取り組む】

児童自らがいじめの問題について学び、児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えることができるような取組を推進する。

- ・道徳の授業や生徒指導主事による啓発活動では、いじめやいのちの教育に関する話題を意図的に取り上げて、いじめやいのちについて対話することを通して思いやりの心を育む。

早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

【定期的なアンケート調査】

- ・児童へのよりきめ細かい対応ができるように、全校児童へアンケートやWEBQU調査を実施し、学級集団の実態把握や学校生活への満足感、意欲、友達関係等を把握し、指導改善に活用する。また、アンケートには自分の相談したい大人を複数名指名できるようにし、指名状況は一覧にして全教職員が把握し、マイサポーター制度を活用できるようにする。
- WEBQU調査(年2回)
- 「教えてね・聞かせてね」アンケート(年4回)
- ・アンケート調査等を指導に生かすために、望ましい学級集団づくりとWEBQU調査の効果的な活用等について校内研修を行う。
- ・アンケート実施後には、結果を基に学年や全校で点検する。また、問題の傾向やその対策等を共有する。

【定期的な個人面談】

- ・年4回(6・9・11・2月)のアンケートを基に、全児童や希望者への面談を実施する。

【定期的なアンケート調査や教育相談外】

- ・日記や各種アンケート、日常会話や態度等で、児童の些細な変化に気を配るようにする。
- ・教師間では、いじめ等の早期発見のための情報交換の日常化に努める。
- ・的確な児童理解と指導力向上を目指した研修会を実施し、児童への適切な対応の仕方について指導力の向上を図る。
- ・保健室への来室頻度が高い児童について、心情・状況把握に努め、情報を共有して対応に当たる。
- ・朝や業間休みに管理職を中心に校内外を巡回し、変化を見逃さないようにする。
- ・隔週でSTS(杉っ子トークシート)を行い、気になる児童について教職員で継続した情報交換をすることにより、児童理解を深めるとともに、いじめの早期発見につなげる。
- ・必要に応じてマイサポーターやSSW、SCとの面談を実施し、多方面から児童をサポートする。
- ・潜在的に支援の必要な児童や家庭を早期発見し、適切な支援の早期対応のために、児童観察簿として射水式スクリーニングシートを活用する。

【家庭、地域との連携(情報収集)】

- ・保護者とは、電話や連絡帳、家庭訪問等で連絡を密にする。
- ・児童が欠席した場合は、早めに保護者と連絡をとり、信頼関係を保つようにする。
(欠席が連続して3日間以上の場合は電話で連絡をとり、必要に応じて家庭訪問を実施)
- ・学校運営協議会、学級懇談会において、いじめの対策について説明し、協力を求める。

- ・策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を必ず入学説明会や各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ・登下校の際には、見守り隊（愛レンジャー隊）の方に、児童の様子の確認と安全確保に関する協力を求める。
- ・幼保小の連絡会や小中の連絡会を実施し、情報交換を通して連携を図る。

早期対応

発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込まず、迅速に組織的に対応する。

【いじめの発見・通報を受けたときの対応】

- ・教育相談（電話・連絡帳・メール）を受けた場合、必ず管理職及び生徒指導主事に相談し、対応等について早急に検討する。また、いじめに係る情報があつた場合は緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあつた場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・「校内いじめ対策委員会」が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに被害児童と加害児童の保護者に連絡し、被害児童を徹底して守り通す。
- ・必要に応じて、総合教育センター（教育相談部）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと連携を図り、ケース会議等を行いながら対応に努める。
- ・各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

【いじめられた児童又はその保護者への支援】

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーの扱いに十分留意する。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられている児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・いじめの解消については、原則的に加害行為がやんでいる状態が3ヶ月間を目安とする。また、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【いじめた児童への指導又はその保護者への助言】

- ・いじめたとされる児童から、事実関係の聴取を行う。
- ・いじめがあつたことが確認された場合、事実関係の聴取後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得る。その上で学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導の他、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、児童に対して適切に懲戒を加えることも考える。
- ・いじめた児童が抱えるストレス等の問題の除去に努める。

【いじめが起きた集団への働きかけ】

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・必要に応じて、西部教育事務所、市教育委員会、市教育センター、市教育支援センター、高岡児童相談所などとの連携を図る。

【ネット上のいじめへの対応】

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに市教育センター及び所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

再発防止

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

【いじめられた児童又はその保護者への支援】

- ・継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

【十分な効果を上げることが困難な場合】

- ・いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

(4) 校内いじめ等対策委員会

① 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭
- ・必要に応じて、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）や総合教育センター（教育相談部）、医師、警察官経験者等を追加する。

② 役割

- ・基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・校内研修による教職員の共通理解や意識啓発
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・いじめ事案への対応（児童や保護者への意見聴取、市教育委員会、関係機関との連携等）
- ・いじめに関する相談窓口
- ・いじめ問題等に関する指導記録の保存
- ・学校評価による基本方針の見直し

(5) 家庭や地域との連携

児童の健やかな成長を促すために、PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。

- ・学校基本方針を公表し、基本方針等について地域や保護者の理解を得るように努める。
- ・地域や家庭に対して、学校通信等を通じて、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・いじめが発生した場合、家庭訪問等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・児童及び保護者に対してスマートフォンやタブレット端末等を使ったネット上のいじめ事例を紹介するなど、ネットの危険性についての理解を深める啓発活動を行う。

（改訂 令和8年4月1日）